

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

分科会規程

(主旨)

第1条 この規程は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条第5号の規定に基づき、分科会の設置に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プラットフォームにおける具体的な事業の検討及び実施を目的として以下の分科会を設置し、分科会ごとに以下に掲げる内容を実施する。

(1) 地球温暖化対策検討分科会

市民への普及啓発及びさいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ実現に向けた具体的事業の検討

(2) 地域脱炭素推進分科会

前号の分科会等により具体化され、市のゼロカーボンシティ達成に資すると認められた事業の実施

2 地域脱炭素推進分科会については、以下の事業に区分する。

(1) 脱炭素先行地域事業

市が令和4年4月に国から採択された「脱炭素先行地域づくり事業」に資する事業

(2) ゼロカーボンシティ推進事業

前号に掲げる事業以外の事業

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末までとする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を様式第1号によりプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

2 分科会は、前項による活動計画についてプラットフォーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）において報告しなければならない。

(活動成果報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動成果報告を様式第2号により事務局に提出する。

- 2 分科会は、前項による活動成果報告についてプラットフォーム運営委員会において報告しなければならない。

(会員)

第6条 分科会の参加要件は分科会ごとに以下のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策検討分科会

プラットフォームの趣旨に賛同し、市のゼロカーボンシティ実現に向けた具体的施策の検討・実施を希望する事業者等

- (2) 地域脱炭素推進分科会

プラットフォーム設立時点において、市の脱炭素先行地域づくり事業において市と共に具体的な事業検討を行っている事業者等又は、市の実施する公募等により市のゼロカーボンシティ達成に資すると認められた事業を行う事業者等

- 2 分科会への参加を希望する事業者等は、様式第3号のプラットフォーム事務局への提出または、その他プラットフォーム事務局が認める方法により、会員登録を行う。
- 3 分科会からの退会を希望する事業者等は、様式第4号をプラットフォーム事務局に提出し、会員登録の抹消を行う。ただし、退会後も第9条の規定を順守すること。
- 4 プラットフォーム事務局は、分科会（分科会の実施するイベント等を含む）への参加が過去1年間認められない会員について、分科会の会員登録を抹消することができる。ただし、特別な事情が認められる場合にはこの限りではない。

(運営)

第7条 分科会を提案した運営委員は、自らの責任において分科会の運営を行うものとする。

- 2 設置要綱第6条第3項の規定により複数の運営委員により運営する場合は、相互に協力して運営を行うものとする。

(費用)

第8条 分科会に要する費用は、分科会を運営する会員間で協議の上決定する。

(秘密保持)

第9条 会員は、分科会活動において知得した他の会員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(活動報告等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画及び活動報告（以下「活動報告等」という。）は、市ホームページ等に掲載する。

2 前項の規定にかかわらず、活動報告等に技術的な開発成果等公表すべきでない情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と活動報告等の取扱いについて協議するものとする。

3 分科会は、活動報告等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月20日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

活動計画

計画年度	
新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続（令和 年度～）
分科会名称	
分科会運営委員	
活動方針	
具体的な事業内容	
期待される効果	

様式第2号（第5条関係）

活動成果報告

報告年度	
分科会名称	
分科会運営委員	
活動概要	
活動成果	

分科会登録申請書

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォームへの参加を希望するため、分科会規程第6条第2項の規定に基づき申請書を提出します。

事業者名称	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者役職・氏名	役職： 氏名：
連絡先	アドレス： 電話番号：
登録を希望する分科会名称	
脱炭素施策における事業領域（関連企業を除く）	
想定している連携事業等	
分科会への参画理由	

- ※ 「事業者名称」、「脱炭素施策における事業領域」、「想定している連携事業等」は公表いたします。
- ※ 分科会登録後、1年以上参加がない場合は登録が抹消される場合がありますのでご注意ください。
- ※ さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム設置要綱第9条の規定に該当しないことを誓約したものとみなします。

分科会退会申出書

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォームの分科会から退会を希望するため、分科会規程第6条第3項の規定に基づき申出書を提出します。

事業者名称	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者役職・氏名	役職： 氏名：
連絡先	アドレス： 電話番号：
退会する分科会名称	
退会を希望する理由	

※ 分科会規程第9条の秘密保持に関する規定は脱退後も適用されるため、注意すること。